

催し

「人権週間」特設人権相談所
人権相談は、離婚相談などの家庭内
の問題や借地借家の問題、隣近所のも
めごとなど、とても幅広い内容となっ
ています。お気軽にご相談ください。

- ◆日時 12月4日(金) 13時30分～15時30分
- ◆場所 生涯学習センター学習相談室
- ◆相談員 宗像静香さん 佐々木守さん 高嶋幸雄さん

- ◆お問い合わせは、町民課総合窓口(☎ 2-4294)まで
- ◆籍年金担当(☎ 2-4294)まで

デイナーの提供を予定しておりました
が、新型コロナウイルス感染症の影響
により、中止とさせていただきます。
※お問い合わせは、「La Table de KAMI
SHIORO(道の駅館内レストラン)☎ 7722)まで

お知らせ・啓発

冬期間通行禁止のお知らせ
左記林道が、冬期間通行禁止となり
ますので、ご注意ください。

- ◆亀の子線林道(道道上音更上土幌線)
前島氏宅奥



- ◆通行禁止期間 年3月31日(水)(予定) 12月1日(火)～令和3年3月31日(水)(予定)
- ◆申込期限 12月8日(火)
- ◆対象 フロアカーリング協会会員

- ◆返済期間 15年以内
- ◆融資額 お子さま一人につき 350万円以内
- ◆金利 年1.68% 固定金利
- ◆申込期限 12月8日(火)
- ◆対象 フロアカーリング協会会員

- ※お問い合わせは、町民課総合窓口(☎ 2-4294)まで
- ※お申込みやお問い合わせは、フロア
カーリング協会事務局・堂畠(☎ 2-
4062)または会長・野々村(☎ 2-
2574)まで

国の教育ローン

- お子さまの教育資金を「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)がサポート
- 「国教育ローン」は、高校、短大、大
学、専修学校、各種学校や外国の高校、大
学等に入学・在学するお子さまがいるご
家庭を対象とした公的な融資制度です。



凍結注意

- 《凍結した場合の連絡先》
- ▶佐藤設備工業 ☎ 2-2273
 - ▶塙田設備工業 ☎ 2-3031
 - ▶熊谷設備工業 ☎ 2-4232

【上水道】

家を空けるときは、必ず不凍栓で水を落としてください。特にボイラーは凍結しやすいので、凍結防止のため必ずお湯を抜きましょう。

【下水道】

長期間、留守にする際は、水洗トイレの凍結に注意してください。ご不明な点は、排水設備設置業者にご相談ください。

※お問い合わせは、建設課上水道担当・
下水道担当(☎ 2-4297)まで

季節労働者のみなさまへ

「雇用相談窓口」を開設します

十勝北西部通年雇用促進協議会では、季節労働者の通年雇用化を促進するため、通年雇用促進事業を実施しています。

下記の日程で「雇用相談窓口」を開設しますので、ぜひご相談ください。

- ◆日 時 令和3年 1月21日(木) 10:30～15:00
- ◆場 所 上士幌町役場1階 町民相談室
- ◆対象者 上士幌町にお住まいの季節労働者の方

【季節労働者の方とは】

- ・現在、季節雇用で働いている方
 - ・季節雇用で働いたあと、離職している方
- (平成31年4月1日以降の離職者)

※事前予約は不要です。

- ※お問い合わせ先
 - ・十勝北西部通年雇用促進協議会 ☎ 0120-980-454
 - ・上士幌町役場町民課 ☎ 2-4294

- ◆申出者氏名 自衛隊帯広地方協力本部
- ◆利用目的の概要 自衛官および自衛大学官候補生に関する募集事務、防衛大学
- ◆期間 令和元年11月1日～令和2年10月31日

- ◆返済期間 15年以内
- ◆母子家庭などの方は18年以内
- ◆ホームページ「国教育ローン」で検索
- ◆お問い合わせは、教育ローンコールセンター(☎ 0570-008656)
- ナビダイヤル(または☎ 03-5321-8656)まで

住民基本台帳の一部の 写しの閲覧状況について

平成18年11月より「住民基本台帳法」
および「住民基本台帳の一部の写しの
閲覧及び住民票の写し等の交付に関する
省令」の規定に基づき、住民基本台帳
の閲覧状況を公表しています。

◎期間 令和元年11月1日～

令和2年10月31日



～事業主と従業員の皆様へ～

個人住民税(町民税・道民税)の 『特別徴収(給与天引き納付)』の実施をお願いします

道内各市町村と北海道では、給与所得者の利便性の向上を推進するとともに、地方税法に基づく適切な課税と徴収を行うため、個人住民税の特別徴収(給与天引き納付)の実施を事業主の皆さんにお願いしています。なお、特別な事情により特別徴収の実施が困難な場合もありますが、理由なく特別徴収の実施を拒否することはできません。

特別徴収の実施にあたって、徴収・納付方法や手続きの流れなど、ご不明な点がございましたら、ご説明に伺うことも可能ですので、お気軽にご相談ください。

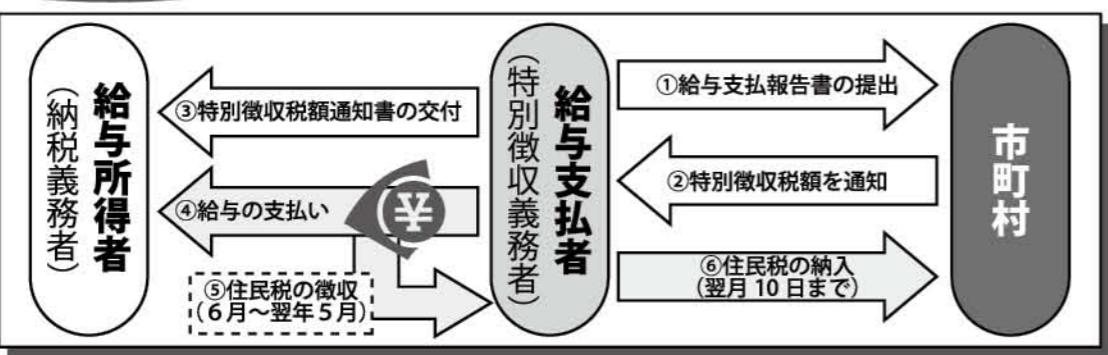
※給与所得者の個人の市町村民税・道民税(一般的に「住民税」と呼ばれます。)は、原則、給与から住民税額を差し引いて、市町村に納入する「特別徴収」の方法が、法律により定められています。(地方税法第321条の4)

【特別徴収とは】

事業主の皆さまが、市町村から送付された「特別徴収税額通知書」により、毎月の給与支払いをする際に従業員の個人住民税を引き去りして、翌月10日までに納入していただく方法です。

個人住民税は、あらかじめ毎月の納入額が決まっているため、所得税のように事業主の皆さん
が税額を計算する必要はありません。さらに、従業員の皆さんにとっても、1回あたりの納税額
が少なくなり、自分で金融機関等に足を運ぶ手間がなくなります。

【特別徴収の流れ】



※お問い合わせは、町民課賦課担当(☎ 2-4294)まで

国民年金インフォメーション

国民年金保険料控除証明書の発送のお知らせ ～国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です～

国民年金保険料は、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。

控除対象となるのは、令和2年中(令和2年1月1日から令和2年12月31日)に納めた保険料の全額です。令和2年中に納めたものであれば、過年度分の保険料や追納された保険料も控除対象となります。

控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料の支払いを証明する書類として「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が必要となります。

日本年金機構から、下記のスケジュールで「社会

保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者宛てに発送されます。お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際にご利用ください。

なお、ご家族(配偶者やあ子様等)の国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料も控除が受けられます。

国民年金制度は、税法上で有利なだけではなく、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようご注意ください。

発送時期	対象者
令和2年10月下旬	令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に、国民年金保険料を納付された方
令和3年2月上旬	令和2年10月1日から令和2年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 (令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方を除く)

■お問い合わせ:ねんきん加入者ダイヤル 0570-003-004

(受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後7時まで)



町民課戸籍年金担当(☎2-4294)

火の用心

【本年の出動状況】 10月31日現在の出動件数

- ◆火災出動 4件(うち10月0件)
- ◆救急出動 203件(うち10月20件)

※お問い合わせは、上士幌消防署予防係(☎2-2519)まで



ごみ処理啓発

ごみ出しのルールとマナー

～ごみ処理場への自己搬入する場合の注意点～



■ごみ処理場で受け入れしないごみ

ごみ処理場では次の廃棄物は受け入れていません。

適切な業者で処分してください。

【資源ごみ(紙類、ビン・缶、ペットボトル)※プラスチック以外】

大山古物商店に持ち込んでください。無料です。

(受け入れ日時:毎週火・木、8:50～16:00)

【家電リサイクル対象機器】

テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機などの家電リサイクル対象機器は、家電小売店で手数料をお支払いのうえ、処分してください。

【危険物・処理困難物】

オイル、消化器、タイヤ、ピアノ、バッテリー、ガスボンベ、オートバイ、スクーターなどの廃棄物は、販売店・取扱店にご相談のうえ、処分してください。



ごみ処理場へ自己搬入する場合は
「ごみ処理券」をご用意ください。

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2-4294)まで

♣コンロ火災にご注意!

コンロが原因の火災は、毎年出火原因の上位を占めており、そのほとんどは使用者の不注意により発生しています。

特に今年は昨年に比べて、在宅時間が増えていることからコンロ火災が増加しています。

コンロ火災の多くは、てんぷら油の加熱発火や魚焼きグリルからの出火が原因です。次の事項に注意し、適切に使用しましょう。

1. コンロを使用しているときはその場を離れない、離れるときは必ず火を消す。
2. コンロの周りは常に整理整頓し、燃えやすいものを置かない。
3. コンロと壁との距離を十分とる。
4. 油汚れは清掃する。
5. 衣類の袖口などを火に近づけないよう注意する。

新型コロナウイルス感染症流行時の避難訓練について

防火管理者の方は、消防訓練を延期するかどうかについて、各事業所で判断してください。

防火管理者が選任されている施設は避難訓練が義務付けられています。実施する際は消防署に通知して下さい。なお、避難訓練を行う場合は、感染拡大防止対策を徹底して実施してください。

※お問い合わせは、予防係(☎2-2519)まで

♥上士幌消防署のFacebookを開設しました

上士幌消防署に関する情報や火災予防広報、イベント告知などをFacebookページで随時配信します。

QRコード▶



●車両の同乗者	●酒類の提供者	●運転者	●車両の提供者	◆罰則	※欠格期間(運転免許を再度受けることができない期間)	運転者	対象者	◆行政処分	【飲酒運転に対する処分・罰則】
						酒酔い運転	酒気帯び運転		
又は3年以下の懲役	又は50万円以下の罰金	又は5年以下の懲役	又は100万円以下の罰金	酒酔い運転	3年	2年	35点 ※免許取消し	酒酔い運転	35点 ※免許取消し
又は2年以下の懲役	又は30万円以下の罰金	又は3年以下の懲役	又は50万円以下の罰金	酒気帯び運転	さらに、ひき逃げをした場合	起飲酒運転により死亡事故を	日13～25点 ※免許取消し	酒気帯び運転	日13～25点 ※免許停止(90)



飲酒運転を根絶しましょう

飲酒運転は、重大事故に直結する悪質・危険な犯罪行為です。飲酒運転によって、ドライバー本人や同乗者、お酒や自動車の提供者が厳しく罰せられるだけではなく、その後の人生を大きく狂わせる結果となります。

- 飲酒運転は、重大事故に直結する悪質・危険な犯罪行為です。飲酒運転によつて、ドライバー本人や同乗者、お酒や自動車の提供者が厳しく罰せられるだけではなく、その後の人生を大きく狂わせる結果となります。
- 飲酒運転をする人にはお酒を飲ませない
- お酒を飲んだり運転しない
- お酒を飲んだ人には運転させない

飲酒運転をなくすための3つのルール

- お酒を飲んだり運転しない
- 運転する人にはお酒を飲ませない
- お酒を飲んだ人には運転させない